

■ 飯田市都市計画審議会条例及び同規則

条 例	規 則
<p style="text-align: center;">飯田市都市計画審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成22年10月5日 飯田市条例第38号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定により、飯田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 飯田市が定める都市計画に関すること。</p> <p>(2) 都市計画について、飯田市が提出する意見に関すること。</p> <p>(3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 市長は次の各号に掲げる者についてそれぞれ当該各号に規定する数を上限として委員を任命し、審議会は当該委員をもって組織する。</p> <p>(1) 市議会議員 5人</p> <p>(2) 学識経験のある者 12人</p> <p>(3) 飯田市の区域に居住する者 3人</p> <p>2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関又は長野県の職員のうちから、5人を上限として委員を任命し、審議会に加えることができる。</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任されることができる。</p> <p>4 前項の場合において、委員に任命された者が事故その他の理由により委員としての任務を遂行できなくなったときは補欠委員を任命するものとし、その者の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>5 次の各号に掲げる委員は、それぞれ当該各号の規定に該当することとなったときは、解任されるものとする。</p> <p>(1) 第1項第1号の規定により任命された委員 市議会議員でなくなったとき。</p> <p>(2) 第1項第3号の規定により任命された委員 飯田市の区域に居住しなくなったとき。</p> <p>(3) 第2項の規定により任命された委員 任命された関係行政機関又は長</p>	<p style="text-align: center;">飯田市都市計画審議会条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">令和元年11月8日 飯田市規則第15号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、飯田市都市計画審議会条例（昭和44年飯田市条例第67号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例第1条に規定する審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>野県の職を有しなくなったとき。 (臨時委員) 第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。 2 臨時委員は、市長が任命する。 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。 (専門委員) 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。 2 専門委員は、市長が任命する。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(会長) 第6条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。 2 会長は、会務を総理する。 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理する。</p> <p>(会議) 第7条 審議会は会長が招集し、議長となる。 2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (幹事) 第8条 審議会に、審議会の庶務を処理するため、幹事若干名を置く。 2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。</p>	<p>(会議の招集) 第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ議案を添えて、会議の日程及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。 (欠席の届出) 第3条 委員、臨時委員及び専門委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。</p>
--	--

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員、臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(代理人の出席)

第5条 条例第3条第2項に規定する委員が出席できないときは、その者が指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、当該代理人は、会議において意見を述べ、及び議決に加わることができる。

2 前項の規定により代理人を出席させようとする委員は、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(委員の解任)

第6条 市長は、条例第3条第5項に掲げるもののほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、これを解任することができる。

(1) 会議の運営に支障を来すとき。

(2) 職務を怠り、又は職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないとき。

(3) 公共的団体における役職により任命された委員が、その役職を離れたとき。

(専門部会の設置)

第7条 審議会に、専門の事項を調査検討するため専門部会を設置することができる。

(組織)

第8条 前条に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）は、調査検討する事項ごとに組織する。

2 専門部会を組織する者（以下「部会員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

(1) 審議会の委員

(2) 条例第4条に規定する臨時委員

(3) 条例第5条に規定する専門委員

3 部会員が欠けた場合は、市長は、補欠の部会員を指名することができる。

(設置期間)

<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和45年3月26日条例第17号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和48年6月26日条例第59号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成12年3月27日条例第26号) この条例の施行日は、平成12年4月1日とする。</p> <p>附 則 (平成14年12月24日条例第41号抄) (施行期日)</p> <p>1 この条例中第11条の規定は公布の日から、その他の規定は平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成15年10月15日条例第58号)</p>	<p>第9条 専門部会を設置する期間は、その調査検討する事項が終了するまでとする。</p> <p>(部会長)</p> <p>第10条 専門部会に部会長を置き、市長が部会員のうちから選任する。</p> <p>2 部会長は、専門部会の事務を総理する。</p> <p>3 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。</p> <p>(専門部会の会議)</p> <p>第11条 専門部会の会議は、市長の要請により部会長が招集し、部会長が議長となる。</p> <p>(関係行政機関の職員の出席)</p> <p>第12条 部会長は、専門部会において必要があると認めるときは、その会議に関係行政機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第13条 専門部会は、調査検討した事項について、審議会に報告するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 審議会の庶務は、建設部地域計画課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和元年11月8日規則第15号) この規則は、公布の日から施行する。</p>
---	---

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から施行日の前日において現に委員に任命されている者の任期の満了する日のうち施行日以降最初に到来する日までの間に任命される委員の任期は、この条例による改正後の飯田市都市計画審議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、当該到来する日までとする。

附 則（平成19年3月30日条例第24号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月5日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

